

令和6年度（令和7年度への繰越明許費設定分）山形県被災中小企業 支援事業費補助金における車両の復旧に関する取扱いについて

1 復旧の対象とすることができる車両

申請者が所有していた事業用にのみ使用する被災車両

（1）「所有」とは

○道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であること。

（2）「事業用にのみに使用する車両」とは

○事業用として資産計上されている車両又は市町村が公的に事業用資産として被害を証明している車両であり、次のいずれかの資料により用途が確認できること。

- ア 車体に会社名や屋号等が明示されていることを確認できる外観写真
- イ 業務内容が確認できる運行日誌や業務日報等
- ウ 使用目的欄が「事業使用」になっている被災車両に係る任意保険の証券の写し

※ 業務以外の用途で使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外となります。

2 車両の取換え（購入）により復旧する場合の取扱い及び手続き

（1）被災車両の処分に関する取扱い

○被災車両の引取りに際し車両の対価（スクラップ、部品取り等）の支払いがあった場合については、「復旧に要する経費」から当該対価の金額を差し引いて「補助対象経費」を算出します。

（2）被災車両の取換えに際しての手続き

【基本型】の場合

○被災車両を取換えにより復旧する場合は、販売店や修理工場などから修理不能であることの確認を受け、「被災施設・設備の取換え等に関する証明書

(様式 6)」を提出してください。既に購入済みであっても証明書の提出がない場合は補助対象経費と認められません。

- 被災車両は廃車（永久抹消）にする必要があります。
- 中古市場に出回るもの（下取り）は、修理可能と判断されるため取換えによる復旧はできません。
- 基本型では、車両の取換えによる復旧は、被災した車両と同等以下の車両との取換えが補助対象となります、「同等以下」の判定は、車両の排気量、積載量、用途などから総合的に判断します。
- 同等以下の水準と判断できない場合は、購入費用そのものが補助の対象外となります。
※ 被災車両が著しく古いため現在同等のものが販売されていない、自動ブレーキの標準化等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうなどの場合は、現在調達可能で業務上必要な最低限の車両への取換えとすることができます。

【拡張型】の場合

- 被災車両を取換えにより復旧する場合は、販売店や修理工場などから修理不能であることの確認を受け、「被災施設・設備の取換え等に関する証明書（様式 6）」を提出してください。既に購入済みであっても証明書の提出がない場合は補助対象経費と認められません。
- 拡張型では、車両の修繕・取換えによる復旧とともに、「同等以下」である必要はありません。被災車両と同じ用途であれば性能や機能の拡充、排気量や積載量がより大きい車両を購入することも可能（以下、「原状回復を超える復旧」という）です。
- 原状回復を超える復旧を行う場合の補助対象経費は原状回復に必要な経費が上限となるため、実際の修繕又は取換えとは別に原状回復のための修繕又は取換えの見積書の提出が必要となります。原状回復のための修繕又は取換えの見積書を提出できない場合は原則として原状回復を超える復旧を行うことはできません。
- 被災車両は廃車（永久抹消）にする必要があります。
- 中古市場に出回るもの（下取り）は、修理可能と判断されるため取換えによる復旧はできません。

(3) 取換え後の車両について

- 取換え後の車両については、事業用として資産計上されており、次のいずれかの資料により用途が確認できることを原則とします。
 - ア 車体に会社名や屋号等が明示されていることを確認できる外観写真
 - イ 業務内容が確認できる運行日誌や業務日報等
 - ウ 使用目的欄が「事業使用」になっている被災車両に係る任意保険の証券の写し
- ※ 業務以外の用途での使用が判明した場合は、補助金の返還を命じる場合があります。

(4) 取換え後の車両の装備品について

- 取換え後の車両の装備品については、業務上必須なものについてのみ補助対象とします。
- ※ 補助金額の確定後の装備品追加は、当該車両の機能を低下させるものでなければ制限はありません。

3 その他

(1) 補助対象とならない経費

- 税金及び登録費用などは補助対象外となります。

(2) 見積書について

- 災害救助法適用時以降に発注し交付申請日時点で支払い済みの場合を除き、申請日時点で有効な見積書の提出が必要です。
- 拡張型で取換えによる車両の復旧を申請する場合は、交付申請時に支払い済みであっても、修繕により復旧した場合の見積書を提出する必要があります。

(3) レンタカーとして用いる車両等について

- 本補助金において、販売や有償レンタルを目的とした車両等は補助対象外です。
- 自動車整備工場等で代車を補助対象経費として申請する場合、過去に代車を商品として販売した実績がないことが条件となります。

(4) ローン・割賦販売等により調達した車両について

- 取換え後の車両は、事業完了時までに支払いが完了し申請者が所有権を有している場合にのみ補助対象となります。
- ただし、交付申請時点で既にローン等により購入済の車両については、繰上げ返済を行って自己所有の設備として資産計上する場合には補助対象とします（違約金、手数料等は補助対象なりません）。